

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
長野県上伊那郡中川村

2 構造改革特別区域の名称  
中川村ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲  
長野県上伊那郡中川村の全域

4 構造改革特別区域の特性

### (1)位置

中川村は、長野県上伊那郡の最南端に位置し、屈曲蛇行して南流する天竜川により、天竜川の東側に位置する南向地区と同じく西側に位置する片桐地区とに二分されている。南向地区は天竜川が形成した河岸段丘が、天竜川にそそぐ小河川によって削られた小段丘地に区分され、地形は急峻で標高差が大きい。片桐地区は天竜川にそそぐ河川によって形成された扇状地と南北に走る断層によって構成され、天竜川の沿岸の氾濫原と上段の丘陵地帯により区分され、地味肥沃で農産物生産には恵まれている。

中央自動車道によって首都圏・中京圏・京阪神圏の主要な経済圏とおおむね2時間～4時間で結ばれ、農産物や工業製品の輸送条件にも恵まれており、多数の兼業農家による果樹を中心とした生鮮農産物の市場供給基地となっている。

村の総面積は77.05 km<sup>2</sup>で、東西15km、南北10km、周囲41.4kmとなっており、また標高は465m～1,688mと標高差のある変化に富んだ地形であり、山林面積が76.1%を占めている。

### (2)気候

年間平均気温は11～13℃となり、長野県内においては比較的温暖な地域である。年間降水量は1,200～1,400mm程度で、梅雨期と秋雨期にまとまった降雨がみられ、積雪量は比較的少ないが、まれに交通に支障を来すような積雪が観測されることもある。

### (3)人口

村の現在総人口は4,862人（本年3月1日時点、村統計による）で、10年前の平成22年度の5,074人（国勢調査による）から4.2%減少している。昭和60

年の5,578人（国勢調査による）からは12.8%の減少となり、比較的緩やかながらも減少傾向が続いている。

#### (4) 産業

国勢調査に基づく平成27年度現在の産業別人口は、第1次産業628人、第2次産業914人、第3次産業1,273人の合計2,815人となっている。全産業に占める第1次産業及び第2次産業の割合が減少する一方、第3次産業の就業者の割合が増加する傾向が見られる。

村内での大規模なぶどう栽培がスタートしたのは、平成6年に西ヶ原地区に営農組合の主導によるぶどう団地が造成されてからである。この時点での栽培面積は4haで、収穫量50tの生食用ぶどうの栽培を目指した。西ヶ原ぶどう生産組合の発足から20年以上が経過し、後継者不足などから南向醸造がぶどう畑を引き継ぎ始め、ここをスタートとして村内の遊休農地におけるぶどう栽培が村内に広まってきた。

リンゴ栽培については、昭和50年代の農業構造改善事業の導入により、村内においても大規模なりんご団地が造成され、生産量が大きく増加した。西原地区では昭和54年に22haの造成が完了し、果樹生産組合によりりんごの生産が行われているが、生産者の高齢化や、担い手不足に悩まされている。

#### (5) 規制の特例措置を講じる必要性

長野県南信地域は、気候風土が果樹栽培に適しており、りんご、ぶどう、ナシ、もも、柿等の多様な果樹作物が生産されている。しかし、地域農業者の高齢化に加え、後継者が不足し耕作放棄地（特に条件不利地、作業効率の不利な傾斜地等）が増加している。また、現在の農薬肥料多投型、労働集約的農法では土地の脆弱化やコスト高により「費用と手間のかかる農業」という悪循環に陥っている側面がある。

南向醸造では、現代の農業事情に危機感を抱き、今後の農業に対する考え方を模索していく中で、2013年から国内外のワイナリーにおいて代表社員が研修、勤務などの体験を経て、6次産業化による農産物の高付加価値化や顔の見える独自の販売ルートの確立、及び競争力のある個性的な特産品の創出こそが、持続可能性のあるやりがいに満ち溢れた農業の形であることを確信し、ぶどう栽培に取り組んできた。

このような地域の取り組みに対し、村は担い手農業者の支援と併せて果樹作物のブランド化による地域農業の高収益体質を確立し、持続的な高付加価値を伴う農業の醸成を行う必要がある。そのため、構造改革に関する特別区域計画を進めていく必要性を認識し、今回計画を策定した。

## 5 構造改革特別区域の意義

農業分野での課題は、中山間地域に分類される条件不利農地が多いことと、生産農家の高齢化や産地間競争の激化等により、経営環境が年々厳しくなっていること、そして荒廃農地の発生抑制と担い手農家の育成等がある。このような状況の中、村は6次産業化の推進、都市と農村交流、地産地消の推進、新規就農者の支援、遊休荒廃地対策、有害鳥獣対策等の農業施策を進めている。

今回の構造改革特別区域計画において、酒税法の特例措置を活用し、区域内で生産された農産物を原料とした果実酒（ワイン・シードル）を製造することで、農家の経営の安定や、担い手の確保を図り、将来にわたる持続的な農業を目指すとともに遊休農地解消及び新規就農者の農業経営の多角化、地域の活性化を推進したい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、区域内の特産品を用いた果実酒の製造が小規模な施設でも可能となり、新規の小規模ワイナリーの参入を促進することができる。

果樹等の永年性作物を栽培することにより、荒廃農地の解消、新規就農者の確保、農業経営の多角化による農家所得の向上が期待できる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域の農産物を用いた果実酒の提供、販売が拡大することで、農業者によるワイン産業の担い手の育成確保だけでなく、地域特産物のブランド力の向上、消費・利用拡大、交流人口の増加等、ワイン関連産業にとどまらず、区域全体の産業活性化につながることを期待できる。

### (1) 認知度及びブランド力の向上

小さな村の小さなワイナリーとして PR を打つことで、ワインを切り口とした宣伝により地域の認知度を向上させ、ワイン関連産業だけでなく区域全体のブランド力が強化され、将来的には国内のみならず、海外への輸出にもつながることが期待される。

### (2) 地域農業の振興

ワイン用ぶどうの栽培は、生食用ぶどうと比較して、省力化及び低コストで栽培できることから、ワイナリーの開設により、ワイン用ぶどうの栽培普及が進むものと考えられる。

これにより、農家の経営多角化や規模拡大、農地の有効利用が進み農業経

営の安定化、担い手確保や後継者不足の解消にも寄与することが期待できる。

### (3) 交流人口の拡大

区域内においてワイナリーの設置が進むことで、特産種類の製造や提供を行うことによる新たな農業体験や、地場産品メニューの開発による誘客を行うことができる。

ワインツーリズムをはじめとしたワイン用ぶどう農場やリンゴ園の見学や、収穫体験・醸造体験プログラムを組んだ農家民宿などが可能となり、観光ニーズの多様化に対応した新たな誘客施策として交流人口の増加と産業振興を図ることができる。

### (4) 地域の関連産業との連携

ワイナリー、農産物直売所、農家レストラン、農家民宿などが整備されることにより、地元農畜産物の地産地消が促進され、ワイン産業に関わる生産、醸造、販売、観光など多様な業種間における連携により、地域ぐるみでの6次産業化により、相乗的な事業効果が発揮され、活力ある地域づくりを推進することができる。

### (5) 信州ワインバレー構想との連携

長野県が推進する「信州ワインバレー構想」は、近年の県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策と位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設け、新規参入者の育成から栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。区域内は「天竜川ワインバレー」エリアが位置づけられており、本計画では、この構想に協調し、連携を図るとともに地域の個性を活かした特色ある地域づくりを行う。

#### [特定種類の製造に関する目標]

区分		2020年	2021年	2022年	2023年
特産酒類製造事業者数		0件	1件	1件	1件
特産酒類 製造量	ぶどう	0	3.2k1	4.5k1	7.5k1
	りんご	0	1.0k1	1.0k1	1.0k1
	(計)	0	4.2k1	5.5k1	8.5k1

## 8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される、地域の特産物として指定された果実(りんご、ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業がおこなわれる区域

長野県上伊那郡中川村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された果実(りんご、ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本村が地域の特産物として指定した果実(りんご、ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造と農家の副収入のひとつの手段ともなり、農業・農村の活性化につながる。

このような民間の自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基

づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

また、本村は特区内農産物を原料としていることを明らかにするため、記帳にあたっては、帳簿等に特産物である原料の仕入れ先や、原料の原産地を記載する他、仕入先が発行する原料の原産地が記載された納品書等を保存するよう指導を行う。